

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和8年10月28日
厚生労働省保険局保険課

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案について、令和8年8月29日（土）から同年9月27日（日）まで御意見を募集したところ、2,758件（本省令案に関係しない意見を含む。）の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、本省令案に直接関係しない御意見につきましては、お答えすることを差し控えさせていただきますので、ご了承ください。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	(高額療養費の申請手続に関する御意見) ・ 手続や計算方法が複雑になると、制度を利用できない人が生じる恐れがあるため、医療機関の窓口や申請手続で迷うことがないよう、簡素で使いやすい仕組みにすること。 ・ オンライン手続だけではなく、紙や電話、窓口での申請を可能とすべき。 ・ 保険者に全ての情報があるのであれば、申請から入金まで自動で可能なのではないか。 ・ 高額療養費の支給を受けることが可能な者に対しては、プッシュ型で通知をすべき。	○ 高額療養費の申請手続については、本省令に基づき保険者が決定するため、保険者によって異なります。保険者が実務上可能であると判断した場合においては、支給対象者に通知を行うことや被保険者からの申請を不要とする「自動給付」の形で給付することも可能です。 ○ 申請手続や該当者への周知の在り方等、いただいた御意見については、今後の制度改正の参考とさせていただきます。
2	(資格確認書等様式の記載内容に関する御意見) ・ 資格確認書等の様式に、患者が自らの所得区分・自己負担限度額を確認できる欄を設けられたい。 ・ 資格確認書等の様式の記載について、専門用語を避けてわかりやすくすること。	○ 資格確認書や限度額適用認定証等については、高額療養費制度の適用区分の記載がある様式もございますが、記載の簡素化の観点から様式内に直接所得区分の金額や自己負担限度額を記載してはいません。 ○ ご自身の所得区分については、マイナポータル上で確認が可能です。マイナンバーカードを取得されていない方については、ご加入の保険者までお問合せください。 ○ 資格確認書等の様式については、患者や医療機関等にとって分かりやすいものとなるよう、記載

		内容の簡素化や見やすさに配慮しているところですが、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
3	(変更後の資格確認書・限度額適用認定証等の運用に関する御意見) ・新様式の策定後の旧様式の扱いを明確にすべき。 ・資格確認書等の切り替えに患者の手間や医療機関・保険者の事務負担が生じるのではないか。 ・様式変更による混乱が生じないよう周知広報を徹底すべき。 ・資格確認書利用時にも所得区分確認が可能であることや、その際に患者同意が必要であることを周知すべき。	○ 資格確認書等の様式変更にあたっては、保険者等と連携し、被保険者等に対して必要な資格確認書等が円滑に交付されるよう努めてまいります。 ○ また、本省令の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、取り繕って使用することができることとしており、様式変更に伴って資格確認書等が利用できなくなる期間が生じないよう配慮しています。 ○ 資格確認書等の様式変更に関する周知については、関係者に対して適切に行ってまいります。 ○ いただいた御意見については、今後の制度運営及び周知広報の参考とさせていただきます。
4	(パブリック・コメントに関する御意見) ・概要資料のみでは具体的にどの規定や様式をどのように改めるのかがわからない。 ・別紙で掲載している自己負担上限額表について、見直し前の資料がないため、前後の比較ができない。 ・公布日は「予定」となっているにも関わらず施行日が定まっているのはおかしいのではないか。	○ 本省令案は、改正政令に伴い必要となる関係規定の整備及び資格確認書等の様式改正を行うものであり、行政手続法及びその関係法令等に基づき、その概要について公表した上で意見募集を行いました。いただいた御意見は、今後のパブリック・コメントの実施の参考とさせていただきます ○ 先般の国会で審議された内容を踏まえた高額療養費制度の見直しに関しては、厚生労働省のHPにおいて資料を公表しています。(https://www.m

		hlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryohoken/juuyou/kougakuiryoku/index.html) ○ 本件に関する施行日については、先般の国会で可決された健康保険法等の一部を改正する法律（令和8年法律第31号）及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第240号）の関係規定と同じく、令和9年8月1日としています。一方で、本件に関する公布日については、パブリック・コメントでいただいた御意見等の内容も踏まえながら改正内容を確定させる必要があるため、未確定としていました。
--	--	--